

福岡県公報

令和7年8月22日
第 623 号

目次

告示 (第505号 - 第515号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 4
- 石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所の指定の一部改正 (消防防災指導課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 5
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課) 5
- 第54回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 6
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 7

選挙管理委員会

- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の取消し (行財政支援課) 7

公安委員会

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 7

告 示

福岡県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生80	宗像福津総合クリニック	福津市日蔭野五丁目14-6	R7・8・1
福津生81	宮城病院	福津市日蔭野五丁目12番2号	R7・7・1
春生198	ふじき内科・脳神経クリニック	春日市春日三丁目137番	R7・8・1
筑紫生174	つばき訪問クリニック	筑紫野市大字筑紫117-202	R7・7・1
糸島地生137	さくらクリニック	糸島市篠原東一丁目13番3号	R7・7・1
田川生15	長主医院	田川郡川崎町大字田原1121番地	R7・7・1
飯生354	医療法人田中医院 ひこばえ子どもクリニック	飯塚市鶴三緒1151-1	R7・8・1
京生148	みやこアイクリニック	京都府みやこ町勝山黒田830-2	R7・8・1
古生歯85	加藤歯科医院	古賀市天神一丁目8番10号	R7・7・1
飯生歯181	田中歯科医院	飯塚市鯉田567-1	R7・7・1
粕生薬209	サンドラッグ志免薬局	糟屋郡志免町志免四丁目21-1	R7・8・1

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高木印刷
 [作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高木印刷 (電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

春生薬88	大信薬局 春日店	春日市春日三丁目133	R 7・8・1
春生薬89	モリ薬局 日の出町店	春日市日の出町五丁目46番地	R 7・8・1
飯生薬188	すずらん薬局カホテラス店	飯塚市鶴三緒1151-1	R 7・8・1
飯生薬189	サンキュー薬局飯塚目尾店	飯塚市目尾1254-48	R 7・8・1
糸島地生訪18	Smile訪問看護ステーション	糸島市前原東一丁目6-8	R 7・8・1
八女生訪11	訪問看護ステーションかたり	八女市納楚310番地	R 7・7・1
筑生訪11	あいぞ訪問看護ステーション筑後	筑后市大字熊野1435番地13	R 7・8・1
宗遠生訪20	訪問看護ステーション オレンジ	遠賀郡水巻町猪熊五丁目2-10	R 7・7・1
京生訪22	訪問看護ステーション さくら	京都郡みやこ町勝山黒田871-1 恵ビル102	R 7・8・1
京生訪21	訪問看護ステーション すぺーすしっぷ	京都郡苅田町新津一丁目4-6 カリブ202号	R 7・6・1

福岡県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
粕生薬202	株式会社大賀薬局新宮三代店	糟屋郡新宮町三代999-1	R 7・7・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生302	医療法人市来医院	糟屋郡須恵町大字旅石170-143	R 7・6・18
福津生18	宮城病院	福津市日蔭野五丁目12番地の2	R 7・6・30
筑紫生169	つばき訪問クリニック	筑紫野市大字筑紫117-202	R 7・6・30
糸島地生114	さくらクリニック	糸島市篠原東一丁目13-3	R 7・6・30
大生358	日の出町すぎ病院	大牟田市東新町二丁目2-5	R 7・7・1
田地生146	長主病院	田川郡川崎町大字田原1121	R 7・6・30
古生歯69	加藤歯科医院	古賀市天神一丁目8-10	R 7・6・30
糸島地生歯28	中川歯科医院	糸島市志摩御床松原2160-22	R 7・6・30
柳生歯54	松藤歯科医院	柳川市大和町中島143-1	R 7・7・6
鞍生歯49	福田歯科医院	鞍手郡小竹町大字御徳字鴻ノ巣1972	R 7・6・30
飯生歯54	田中歯科医院	飯塚市鯉田567-1	R 7・6・30
粕生薬155	ベリカン薬局 篠栗店	糟屋郡篠栗町大字尾仲101-1	R 7・6・1

福岡県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

糸島地生 108	まえばる泌尿器科ク リニック	糸島市前原1026-1	糸島市前原西二丁 目15番8号	R 6・11・2
糸島地生 69	福吉病院	糸島市二丈吉井4025- 1	糸島市福吉二丁目 16番1号	R 7・6・24
中生歯27	医療法人茂山歯科医 院	中間市土手ノ内二丁目 28-3	中間市土手ノ内二 丁目29番地14号	R 7・7・1
春生薬68	一般社団法人筑紫薬 剤師会薬局春日野店	春日市春日四丁目11番 地	春日市春日四丁目 11番地3	R 7・7・1
春生訪15	ふたば訪問看護ステ ーション	春日市春日原東町二丁 目44-3 アネックス 春日原102号	春日市小倉三丁目 2-B棟	R 6・6・1

福岡県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
小生柔60	中村 元哉（中村整骨院）	小郡市大板井604-4	R 7・7・2
直生はき 40	村上 幸平（ぶらす鍼灸治療 院 直方店）	直方市大字頓野3223番地3 ソル マート21 202	R 7・8・1
小生はき 22	中村 元哉（アットホームは りきゅう なかむら）	小郡市大板井604-4	R 7・7・2
像生はき 30	白石 祐大	宗像市自由ヶ丘五丁目18-16	R 7・7・7

福岡県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生はき 48	太田 加奈子（やしま訪問鍼 灸院）	飯塚市西徳前10-1	R 7・6・30
小生はき 18	中村 元哉	小郡市大板井604-4	R 7・5・1

福岡県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年8月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	観世音寺 二日市 線	太宰府市朱雀四丁目2598番4先から 太宰府市朱雀六丁目11番60先まで

福岡県告示第511号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び名称	売りさばき所	変更年月日
----------	---------------	-------------------	--------	-------

新事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 本店ほか42店	令和7年 4月1日
旧事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 本店ほか47店	

福岡県告示第512号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	変更年月日
新事項	190	豊前市大字荒堀529番地 豊築交通会館内 豊前築上交通安全協会 会長 是石 利彦	豊前市大字荒堀529番地 豊築交通会館内	令和7年 4月1日
旧事項	190	豊前市大字荒堀529番地 豊築交通会館内 豊前築上交通安全協会 会長 辻 清一	豊前市大字荒堀529番地 豊築交通会館内	

福岡県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
小居81	さくらけあ	小郡市寺福童1001-1 シティハイムファミール102	小郡市寺福童996-11	R5・9・12
嘉鞍居25	けあ・サポートえみ	嘉穂郡桂川町大字吉隈794番地14	嘉麻市平山17番地2	R7・4・1

福岡県告示第514号

石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所の指定（令和7年3月福岡県告示第163号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中「ハタエ石油株式会社 福岡油槽所」を「三和エナジー株式会社 福岡油槽所」に改める。

福岡県告示第515号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字葛原字立岩山284、字八ヶ迫290の21から290の28まで、290の19・290の20・290の337（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八ヶ迫290の19、290の20、290の337、字立岩山284・字八ヶ迫290の21から290の28まで（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市日の里九丁目24番1及び24番10から24番16まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市田熊五丁目19-8
元満 廣孝

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特約業者の氏名又は名称

- ハタエ石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡市西区元浜一丁目8番22号
- 3 特約業者の指定取消年月日
令和7年8月1日

公告

第54回採石業務管理者試験を次のように実施する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 受験資格
特に制限はない。
- 2 試験
(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

- ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
 - イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- (2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和7年10月10日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区千代一丁目20番31号 福岡県千代合同庁舎 3階 301B会議室

- 3 受験手続及び受付期間

- (1) 受験の申込方法

- ア 受験願書1部に受験票・写真票1部及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

- イ 受験票・写真票には、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向

き、縦6.0センチメートル、横4.0センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を必ず貼付すること。

ウ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（1部まで。2部又は3部の場合は180円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

オ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和7年8月22日（金曜日）から同年9月22日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和7年9月22日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和7年10月31日（金曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和7年8月5日小郡市告示第132号）

公告

古賀市小野土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
松崎 榊實	古賀市薬王寺979番地1
松崎 慎治	古賀市薬王寺1013番地
松崎 富雄	古賀市薬王寺1277番地1
松崎 満明	古賀市薬王寺1118番地
小河 勝宏	古賀市薬王寺1031番地
小河 幸人	古賀市薬王寺992番地
木村 一壽	古賀市薬王寺978番地1
渡 公利	古賀市小山田59番地
飯尾 助廣	古賀市小山田473番地
渡 孝志	古賀市小山田58番地
渡 俊次	古賀市小山田456番地1
西 茂太郎	古賀市谷山1119番地
西 孝則	古賀市谷山897番地
仁部 義治	古賀市谷山637番地
力丸 廣己	古賀市谷山676番地1
小室 英孝	古賀市谷山1120番地
西 和人	古賀市谷山889番地
西 元幸	古賀市谷山887番地1
渡 重信	古賀市小山田344番地

2 退任監事

氏 名	住 所
松崎 久則	古賀市薬王寺977番地 1
林 啓二	古賀市小山田472番地
仁部 一布	古賀市谷山658番地 2
川上 辰義	古賀市谷山719番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市上白水六丁目43番、45番、46番、47番1、47番2及び48番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神五丁目7番1号

株式会社ファミリー

代表取締役 橋本 崇弘

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる次の施設の指定を取消した。

令和7年8月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施 設 名	所 在 地	取消年月日
-------	-------	-------

日の出町すぎ病院

大牟田市東新町2-2-5

令和7年8月7日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第251号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）の開催（令和7年8月福岡県公安委員会告示第228号）において、散弾銃技能講習の日程に誤りがあったので次のとおり訂正する。

令和7年8月22日

福岡県公安委員会

散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年10月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年10月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年10月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名